

- 国内において、連日、新型コロナウイルスの感染者が確認され、県民生活や県経済への影響は深刻さを増しており、引き続き、感染拡大の防止や県民生活・県経済への影響の最小化に向けて万全の対策が必要
- このため、国の「緊急対応策-第2弾-」（3月10日決定）に対応し、早急に必要な施策等について、次のとおり県の緊急対策【第3弾】を実施

## 1 県民生活・県経済への影響の最小化

### (1) 県民生活への影響の最小化

#### ○ 個人向け緊急小口資金等の拡充【3億円】※専決処分

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に一時的な資金を必要とする方等に対し、社会福祉協議会を通じて無利子の緊急貸付け(最大20万円)を実施

#### ○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後デイサービス利用料の支援【1億円】※専決処分

特別支援学校等の臨時休業に伴い追加的に発生した保護者負担及び市町村負担を全額支援

#### ○ 県立学校給食休止への対応【8百万円】※専決処分

県立学校の臨時休業中の学校給食費(食材費)を保護者に対し全額返還。キャンセルせずに納入業者から購入した食材に係る費用については、県で負担

### (2) 県経済への影響の最小化

#### ○ 中小企業向け金融支援制度の拡充 ※制度改正

金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)に新たな制度(危機関連保証)を追加。保証料を全額補助

#### ○ 農林漁業者向け金融支援制度の拡充 ※制度改正

新型コロナウイルス対策緊急支援資金の無利子化期間を3年から5年に延長

#### ○ 県産農林水産物の消費喚起に向けた対応 ※既存予算対応

花き、和牛、魚介類等の県産農林水産物の消費喚起・販売促進のためのキャンペーンの実施

(参考) 国が直接市町村及び事業者に交付する主な事業

- 保護者の休暇取得支援等(日額上限8,330円の助成金制度の創設)
- 放課後児童クラブ等の体制強化等(追加経費に対する支援 30,200円/日)
- 市町村立学校給食休止への対応

県としても市町村や事業者への制度周知等に積極的に対応

## 2 感染症対策の体制強化

### ○ 介護施設等における感染拡大防止策に対する支援 【4千万円】※専決処分

介護施設、生活保護施設、幼稚園、児童養護施設、障害者支援施設等における①マスク、消毒液等の購入、②施設の消毒・洗浄、③多床室を個室化するための改修を支援

### ○ 就労系障害福祉サービスにおけるテレワークシステムの導入支援 【5百万円】※専決処分

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を利用する障がい者の在宅就労・在宅訓練を推進するため、テレワークのシステム導入経費等を支援

### ○ 入院受入れ医療機関の空床補償 【5千万円】※専決処分

医療機関が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れられる病床を確保した場合の空床補償を実施

### ○ 医療機関等に対するマスクの緊急配布 【5百万円】※専決処分

### ○ 高齢者に対する感染症・生活不活発病の予防のための普及啓発 【6百万円】※専決処分

### ○ 検査試薬等の追加購入 【1千万円】※専決処分

(参考) 今年度中の予算化に向け、現在精査中の事業

- 新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関に対する人工呼吸器、個人防護服等の設備整備に対する助成
- 消毒液を優先供給するための国のスキームを活用した介護施設等に配布する消毒液の調達
- 帰国者・接触者外来設置医療機関の仮設外来設置に係る費用の助成
- 県立学校給食事業者の衛生管理の改善を図るための設備更新・職員研修費を支援

※ 今後、状況を踏まえ、必要な事業を追加。

# 個人向け緊急小口資金等の特例

令和2年3月18日  
社会福祉課

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方への緊急の貸付を実施
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立直しのための安定的な資金を貸付け  
これらを通じて、県民生活の安定が保たれるよう、フリーランス、個人事業主の方等も含めて、雇用調整助成金とともにセーフティーネットを強化

## 【緊急小口資金】

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、 <u>緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u>
貸付上限	10万円以内 20万円以内 (学校等の休業等の特例の場合)
据置期間	1年以内
償還期限	2年以内
貸付利子・保証人	無利子・保証人不要

## 【総合支援資金（生活支援費）】

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に <u>困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u>
貸付上限	月20万円以内（2人以上） 月15万円以内（単身） 貸付期間：原則3か月以内
据置期間	1年以内
償還期限	10年以内
貸付利子・保証人	無利子・保証人不要

注1) 表中の下線部については、今回の特例措置（拡充）

注2) 総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが要件

貸付原資の国庫補助率：10 / 10 （H28熊本地震時3 / 4）

受付開始日 3月25日（水）

申込み、受付 お住まいの市町村社会福祉協議会

（受付開始日までは熊本県社会福祉協議会：096 - 324 - 5475）

## 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用料の支援

令和2年3月18日  
障がい者支援課

### 【目的】

特別支援学校等の休業に伴い放課後等デイサービスを利用した場合の増加経費のうち、保護者負担及び地方負担を補助する。

【補助スキーム】 補助対象：市町村（熊本市を含む）、補助率：国10 / 10

利用者・利用日数の増  
報酬単価の増  
開所時間の延長

通常分	休校に伴う増加経費
保護者負担 (1割)	保護者負担 →国負担
地方負担 (県1/4、市町村1/4)	地方負担 →国負担
国負担 (国1/2)	国負担 (国1/2)

補助対象経費

## 就労系障害福祉サービスにおけるテレワークシステムの導入支援

### 【目的】

在宅就労を推進するために、1月16日以降に事業者がテレワークのシステムを導入した費用を補助する。

### 【補助スキーム】

補助対象：就労移行支援、就労継続支援事業者（216事業者）（熊本市を除く）

補助率：国10 / 10

本県国庫補助上限額（5,000千円）の範囲内で補助を行う。

### 【対象経費】

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、導入設定費用 等

# 県立学校給食休止への対応

令和2年3月18日  
体育保健課

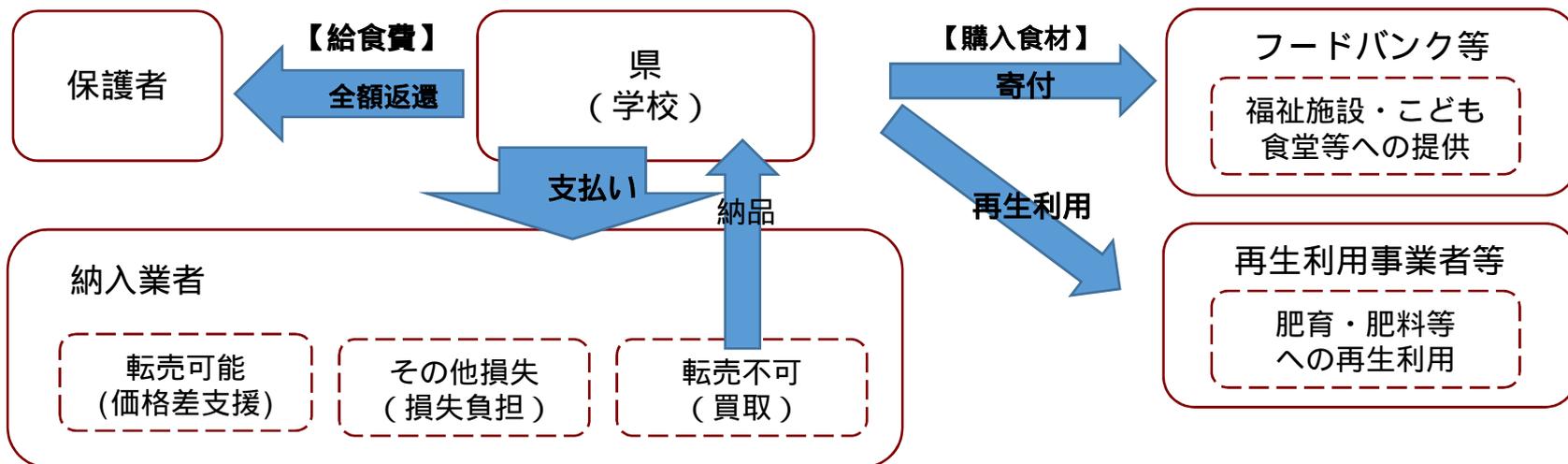
## 対応方針

本県では、県立学校の臨時休業による学校給食休止に伴う、保護者、納入業者、生産者などへの影響を最小化するため、以下の対策を実施

保護者に対して、学校給食費を全額返還

キャンセルせずに納入業者から購入した食材に係る費用、納入業者が転売した場合の価格差に係る費用、その他損失が発生した場合などについて、県が全額負担

購入した食材については、食品ロスが出ないようにフードバンク等への提供や、飼料・肥料等への再生利用



# 報道資料

新型コロナウイルス感染症に係る国による「危機関連保証」発動への対応

令和2年3月16日 熊本県商工観光労働部

## 1 現状

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している（見込み）事業者に対して、次の県制度融資を実施中（3/2（月）開始 3/10（火）拡充）。

「...3/10(火)に拡充したポイント

	県独自分	国指定分【セーフティネット保証4号】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少(20%以上)
融資限度額	5,000万円 8,000万円(通常枠)	5,000万円 8,000万円(特別枠) と併せて1.6億円
融資期間	1年 ~ 10年(据置期間 1年以内)	
上限利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内
保証料率の 利用者負担	0.00%(県が全額補助)	
借換え	借換え不可 熊本地震分( )について可能	

( )熊本地震に関する、県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん地震)及び市町村の特別融資分

## 2 国による「危機関連保証」の発動（国の緊急対応策 第2弾）

リーマンショックや東日本大震災時と同程度に短期かつ急速な資金繰り危機が生じていると国が認める場合に、原則1年間の期限付きで全国を対象に発動される保証制度。令和2年3月13日（金）に国告示により発動（H30の制度創設以来初の発動）。

## 3 本県の対応（3月23日（月）から実施予定）

### （1）「危機関連保証」に対応した県制度融資の創設

#### 制度の概要

県独自分、国指定分【セーフティネット保証4号】と同様に、「金融円滑化資金」（国指定分【危機関連保証】）を追加。比較表は「別紙」

#### 事業者への効果

- ・ 売上減少 15%以上で、セーフティネット保証4号（20%以上）よりも利用の要件を緩和。
- ・ 最長2年間の返済猶予（据置期間）が可能。
- ・ 県独自分、国指定分【セーフティネット保証4号】に加え、更に国指定分【危機関連保証】で8,000万円の借り入れが可能。  
( + + で計最大2.4億円)

8,000万円	国指定分 【危機関連保証】	最大2.4億円
8,000万円	国指定分 【セーフティネット保証4号】	
8,000万円	県独自分	

### （2）県制度融資の融資資格要件の緩和

県独自分、国指定分【セーフティネット保証4号】及び国指定分【危機関連保証】の融資資格要件を、国の運用変更（R2.3.13～）と同様に緩和する。

（現在）同一事業を1年以上継続 （緩和）同一事業を3カ月以上継続

【問い合わせ先】  
商工振興金融課  
前田、阪本（5122、5127）

## 新型コロナウイルス感染症対応資金 比較表(R2.3.16)

別紙

(今回追加予定)

	県独自分	国指定分 【セーフティネット保証4号】	国指定分 【危機関連保証】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (危機関連保証 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少  又は  ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 ( <u>20%以上</u> )  かつ  ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 ( <u>20%以上</u> )	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 ( <u>15%以上</u> )  かつ  ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 ( <u>15%以上</u> )
融資限度額	8,000万円(通常枠)	8,000万円(特別枠) <u>と併せて2.4億円</u>	8,000万円(特別枠) <u>と併せて2.4億円</u>
融資期間	1年 ~ 10年 (据置期間 1年以内)		1年 ~ 10年 (据置期間 2年以内)
上限利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内	
保証料率の 利用者負担	0.00% (県が全額補助)		
借換え	熊本地震分( )について可能		

( )熊本地震に関する、県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん地震)及び市町村の特別融資分

# 新型コロナウイルス感染症対応 中小企業向け資金 比較表 (R2.3.18)

	熊 本 県			熊本県信用保証協会		日本政策金融公庫
資金名	金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)			緊急時短期資金 (つなぎ資金)	緊急時条件変更 (元本の据置)	新型コロナウイルス感染症 特別貸付
	県独自分	国 セーフティネット保証4号	国 危機関連保証			
利用要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少  又は ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 ( 20%以上)  かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 ( 20%以上)	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 ( 15%以上)  かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 ( 15%以上)	・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者	・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者  協会保証付の融資を返済中の者	・最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期比で減少 ( 5%以上) 等  かつ ・中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者
融資限度額	8,000万円	8,000万円	8,000万円	月商の1カ月以内	-	・国民生活事業 6,000万円(別枠) ・中小企業事業 3億円(別枠) 通常の融資限度額は資金ごとに異なる
	、 、 と合わせ、最大で 2.4億円 の借入が可能					
融資期間	10年以内			6カ月以内	-	設備20年以内 運転15年以内
うち据置期間	1年以内		2年以内	-	6カ月以内	設備5年以内 運転5年以内
上限利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内		各金融機関所定利率	-	基準利率 0.9%(当初3年間) 基準利率は公庫所定  【特別利子補給制度(R2.3.17時点予定)】 事業者の規模に応じ、政府の指定する実施機関による当初3年間の利子補給を実施予定 (詳細は検討中だが、本貸付制度利用者全てが対象となるものではない。また限度額あり)
保証料率	県が全額補助			0.45%~2.20% 担保提供ありの場合等は 0.1%	-	-
借換え	熊本地震分( )について可能 熊本地震に関する県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん地震)及び市町村の特別融資分			-	-	・国民生活事業 公庫資金分の借換えは個別相談 ・中小企業事業 不可
問い合わせ先	最寄りの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、取扱金融機関			熊本県信用保証協会 保証部 096-375-2000		日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

## 新型コロナウイルス感染症に係る国による「強力な資金繰り対策」への対応

令和2年3月16日 熊本県農林水産部

## 1 現状

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて経営が悪化した農林漁業者に対する金融支援制度を創設（R2.3.9）

資金名	① 緊急支援資金（県独自分）	② セーフティネット資金
対象者	農林漁業収入が前期より10%以上減少した（見込み）等の市町村長の証明を受けた農林漁業者	
貸付対象	運転資金（肥料、農薬、資材費、その他経営の維持に必要な経費等）	
貸付限度額	1,000万円	600万円 ※
貸付金利（R2.2.20）	1.4%	0.1%
利子補給期間	3年以内	
償還期間（据置）	10年以内（3年以内）	
融資機関	金融機関	日本政策金融公庫
保証料	0%（全額補助） 県：市町村＝1：1	—

※ 簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることが可能。

## 2 国による「強力な資金繰り対策」の発動（国の緊急対応策 -第2弾- R2.3.10）

○日本政策金融公庫等による融資について、特例措置を実施。

【資金名】農林漁業セーフティネット資金

- ・貸付利子の5年間実質無利子化
- ・実質無担保化
- ・貸付限度額 600万円 又は 年間経営費等の12分の6  
→ 1,200万円 又は 年間経営費等の12分の12

## 3 本県の対応

○利子補給期間の延長

国が貸付当初の5年間を実質無利子化としたことから、県独自分として実施する「緊急支援資金」についても、利子補給期間を3年間から5年間に延長する。

【問い合わせ先】

団体支援課 作本、門崎

（内線 5341、5330）

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農林漁業者向け金融支援制度（R2.3.16）

資金名	新型コロナウイルス対策緊急支援資金（県独自分）	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前期より10%以上農林漁業収入が減少した（見込み）方など	
貸付対象（用途）	運転資金（肥料、農薬、資材費、その他経営の維持に必要な経費等）	
貸付限度額	1,000万円	<u>1,200万円</u> ※
貸付金利 (R2.2.20 現在)	1.40%	0.10%
利子補給負担割合	県：市町村：金融機関で無利子化 (5：2：3)	<u>5年間実質無利子化（国）</u>
利子補給期間	<u>5年間</u>	
償還期間（据置期間）	10年以内（3年以内）	
融資機関	金融機関	日本政策金融公庫
保証料	0%（全額補助 県：市町村＝1：1）	<u>実質無担保化</u>

※ 簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12/12に相当する額又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額とすることが可能。

# 県産農林水産物の消費喚起に向けた対応 ～県産農林水産物の消費喚起・販売促進キャンペーン～

令和2年3月18日  
農林水産政策課

県では、新型コロナウイルス感染症の影響で、需要が減少している花きをはじめとした県産農林水産物の消費喚起を図るための取組みを切れ目なく行って参ります。

## 花き

### (これまでの取組み)

農林水産部職員を対象とした、切り花の販促活動を実施(3/5～3/9)

テレビやラジオで花きの消費喚起を実施

テレビ：テレビ番組での視聴者プレゼントを実施  
(3/9～3/13)

ラジオ：FMK「県庁ダイアリー」  
RKK「ふれあい熊本」

ホワイトデーの前日(3/13)に放送

### (今後の取組み)

花きの消費喚起のさらなる働きかけ

○県内の情報誌、ラジオ、SNS等を活用した広報の充実

情報誌：タブロイド誌への掲載

テレビ：テレビ番組のスタジオ装飾 等

○県庁舎内等でのフラワーアレンジの設置、装飾

○市町村への花の装飾の働きかけ

○入学式に向けて学校に利用促進を呼びかけ

○県庁職員向け花の販促活動の強化(県庁全体に拡大)

## 和牛・魚介類等

### (これまでの取組み)

県庁職員を対象とした、乳製品の販促活動の実施  
(3/6～3/13)

### (今後の取組み)

和牛や魚介類をはじめとした県産農林水産物の消費喚起の強化

○県内の情報誌、ラジオ、SNS等を活用した広報の充実

ラジオ：FMK「県庁ダイアリー」

その他：県広報課Twitter 等

県庁職員を対象とした、養殖水産物の販促活動の実施

(3/16～3/19)

○県庁職員向け食肉の「29日はお肉の日」販売強化

○「くまもとの牛肉キャンペーン」の展開

# 高齢者に対する感染症・生活不活発病の予防のための普及啓発

## 目的

### 新型コロナウイルス感染症の高リスク者である高齢者に対する感染予防等に関する普及・啓発

- 1 インターネット等を利用できない高齢者に対する、感染症予防のための正しい情報の普及・啓発。
- 2 感染拡大防止の長期化により危惧される「高齢者の生活不活発病」を防ぐため、自宅等で出来る運動や対策等に関する情報の普及・啓発。

「動かない」（生活が不活発な）状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「動けなくなる」こと。



## 内容

感染・介護予防の観点から、全ての高齢者に対し、確実に情報を届けるため、市町村とも連携して取り組む。

- 新聞広告を活用した普及啓発【緊急的対応】
  - ・高齢者の主たる情報源の一つである新聞広告を活用し、早期に情報を発信
  - ・併せて、高齢者を家族に持つ現役世代に対してもSNS等の県広報媒体により啓発（本事業予算対象外）
- 不活発病防止のためのパンフレットの作成・配布【長期化を視野に入れた対応】
  - ・県内高齢者世帯（約320,000世帯）を対象に、長期的に活用できる不活発病防止のための対策をまとめたパンフレットを作成・配布
  - ・高齢者に直接情報が届くよう、市町村と連携して配布
  - ・今回の感染予防だけでなく、要介護等とならないための視点も入れて作成

### 【内容（案）】

- ・感染症の予防対策
- ・自宅等でできる運動・ストレッチ
- ・口腔ケア
- ・その他（マスクの使い方・作り方など）

